

入 札 参 加 案 内

(一般競争入札による物品売却のご案内)

物件番号 1 (1 艇)

物 件 名 FRP大型和船

所 在 隠岐の島町布施13-3地先

予定価格 金 3 3 0 , 0 0 0 円 / 艇 (税込み)
(最低売却価格)

入札日時 令和 5 年 3 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分開始

(入札参加申込期限 令和 5 年 2 月 2 7 日)

【申込み・問い合わせ先】

隠岐の島町役場 布施支所 地域振興係

〒 6 8 5 - 0 1 0 4 島根県隠岐郡隠岐の島町布施218-24

TEL : 0 8 5 1 2 - 7 - 4 3 1 1

FAX : 0 8 5 1 2 - 7 - 4 0 2 0

(入札物件)

第1 売払入札する町有物件（以下「本物件」という）は、次の「売払物件一覧表」のとおりである。

売払物件一覧表

物件番号	物件名	数量	最低売却価格	備考
1	FRP大型和船	1艇	330,000円（税込み）	現地、現状渡し

(留意事項)

第2 入札参加希望者は、本物件を縦覧により現物を確認して、本入札案内及び隠岐の島町普通財産売払事務処理要領の各条項を承知のうえ、所定の入札書（様式第4号）により入札してください。

(入札事前説明会)

第3 入札事前説明会は行いません。

本物件の現況を確認したい場合は、事前連絡により受け付けますので、隠岐の島町役場 布施支所（電話 08512-7-4311）に令和5年2月28日（火）までにお問い合わせください。

(入札参加申込み)

第4 個人、法人を問わず、どなたでも入札に参加することができます。ただし、次に掲げる事項に該当する方は参加できません。

- ① 本要領に係る契約を締結するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- ④ 市町村税等の滞納がある者
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体
- ⑦ 入札参加に関して、町から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期限が継続中の者
- ⑧ その他町長が不相当と認めた者

(申込期限)

第5 本物件の入札に参加を希望するものは、以下の期限までに郵送または持参にて以下の①～③の書類を提出してください。

なお、提出された一切の書類はいかなる理由があっても返還しません。

入札参加申込期限	提出先
令和5年2月27日(月) 17時00分 必着	〒685-0412 島根県隠岐郡隠岐の島町布施218-24 隠岐の島町役場 布施支所 地域振興係

【提出書類】

① 入札参加申込書 (様式第2号)

【個人】・本籍地の市町村長が発行する身分証明書

・住民票

・納税証明書(市町村税に関するもの)

【法人】・資格証明書(法人登記簿謄本)

・納税証明書(市町村税に関するもの)

※各証明書等は発効日から3ヶ月以内のものであること

注1 提出書類に不備等があった場合は、町から入札参加者に連絡しますので、入札執行者が指定する日までに補正等してください。

同日までに書類の補正等ができなかった場合は、入札に参加することができませんのでご注意ください。

(委任)

第6 入札は、原則として入札参加申込みをされた方(法人の場合は代表者)に出席していただきます。ただし、入札参加申込者が入札当日に都合が悪い場合は、委任状(別紙5)を提出することにより代理人が出席することができます。

入札参加申込者が法人で、従業員の方等が入札に出席される場合は、当該従業員の方等への委任状が必要です。

代理人が入札に出席される場合は、入札までに委任状を提出してください。

(入札参加申込者数)

第7 入札参加申込者数について町に問い合わせがあった場合、照会された時点の申込者数を回答します。

(入札参加を取り止める場合)

第8 入札参加申込み後、参加を取り止める場合、入札辞退届を提出してください。電話等で辞退の連絡があっても、入札参加辞退届が提出されるまでは入札に参加されるものとして入札準備をします。

なお、入札参加を辞退されても、そのことで入札参加者に不利益となることはありません。ただし、入札参加申込みに要した費用の補償はありません。

(入札日)

第9 入札の日時及び会場は以下のとおりです。

入札日時	入札会場
令和5年3月7日(火) 午前10時00分～	隠岐の島町役場布施支所2階 (隠岐の島町布施218-24番地)

注1 入札開始時刻の5分前までに、会場で着席をお願いします。

注2 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、日程を変更する可能性があります。

(入札回数)

第10 入札回数は1回のみです。なお、入札価格が同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(入札に必要なもの)

第11 入札参加者は、入札当日に以下のものを必ず持参してください。必要な書類等の提出がない場合には入札に参加できません。

① 入札参加承認書、代理人による入札の場合は委任状(入札前に提出)

② 入札書及び入札書に押印する印鑑(入札参加申込書と同じ印鑑。ただし、代理人による入札の場合は委任状の受任者の印鑑)

(入札書の書き方等)

第12 入札書及び委任状(代理人による入札の場合)は、万年筆又はボールペンで記入してください。特に入札金額は分かりやすく記入し、金額を書き誤った場合は、訂正せず書き直してください。

また、記名・押印(法人の場合は代表取締役の職印、代理人による入札の場合は委任状の受任者印と入札書の印が同一であること)が正しく行われているか確認してください。入札参加申込書、委任状及び入札書等に押印された印影が繋がらない場合は、運転免許証等の公的証明書等により、本人確認等させていただく場合があります。

(入札の無効事由)

第13 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 委任状を持参しない代理人による入札
- (2) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (7) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第14 入札終了後、即時開札し、最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高価格を入札した方を落札者とします。

(契約の締結)

第15 落札された方は、落札決定の日から7日以内（落札日は不算入。）に、町と物品売買契約書により締結します。

- 2 町が保有する契約書（落札者が発行する契約書）に貼付する印紙代は落札した方の負担となります。

(売買代金の納付)

第16 契約者は、契約締結の日から起算して30日以内に、町が発行する納入通知書により納付していただきます。

(所有権の移転時期)

第17 契約物件の所有権は、売買代金が完納され、また、変更手続き完了後、町から落札者へ移転し、物件を現況のまま引渡します。

- 2 所有権移転後、契約物件は速やかに、現所在地から移動していただきます。

(契約内容の開示)

第18 契約を締結したものについては、その契約内容（品名、数量、契約日、契約金額、買受人）を公表する場合があります。

(その他)

第19 上記に定めるもののほか、隠岐の島町財産規則に定めるところによるものとします。